

くらしの安心保険「MUSTセレクト」の概要

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合	区分	
家財保険金	<p>○損害保険金 偶然な事故により被保険者所有の家財・身の回り品(携行品を含みます。)に損害が生じた場合、その損害が生じた地および時における新規購入費用*1によって算出した額を損害保険金*2としてお支払します(1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)。ただし、ご契約期間を通じて家財保険金額が限度となります。</p> <p>*1 同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するに要する額(修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。ただし、貴金属・宝石・美術品などについては時価(損害が生じた地および時における保険の対象の価額)によって損害額を算出します。</p> <p>*2 時価によって損害額を算出する他の保険契約などがある場合には、損害額から他の保険契約などで支払われた保険金を控除した残額を損害保険金とします。</p> <p>○臨時費用保険金 下記*3の事故を原因として損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額をお支払します。ただし、1事故につき100万円が限度となります。</p> <p>○残存物取片づけ費用保険金 下記*3の事故を原因として損害保険金をお支払いする場合で、損害が生じた家財・身の回り品の残存物の取片づけに必要な費用が生じたときにその実費をお支払します。ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。</p> <p>*3 火災、落雷、破裂・爆発、台風・旋風・暴風などの風災、雹災、雪崩などの雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ、騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴行</p> <p>○失火見舞費用保険金 被保険者の自宅(敷地内の家財を含みます。)から発生した火災または破裂・爆発によって第三者の建物などに損害を与えた場合で、損害保険金をお支払するときは、1被災世帯あたり20万円をお支払します。ただし、1事故につき合計で家財保険金額の20%が限度となります。</p> <p>○水道管修理費用保険金 被保険者の自宅の専用水道管が凍結によってこわれ、これを修理された場合、修理費用の実費をお支払します。ただし、1事故につき10万円が限度となります。</p> <p>[ご注意] ○貴金属・宝石・美術品などは、損害額が1個、1組または1対のものについて30万円を超える場合、損害額を30万円とみなします。○通貨・乗車券などは、損害額の合計額が5万円を超える場合、それらのものの損害額を5万円とみなします。</p> <p>[次の物は保険の対象ではありません。] ○サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ○船舶、自動車、自宅外に所在する間の自転車(原動機付自転車を含みます。)およびこれらの付属品 ○有価証券(通貨、小切手、乗車券は保険の対象となります。)、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、旅券など ○義歯、義肢、コンタクトレンズなど ○橋本、設計書 ○動物、植物 ○危険なスポーツ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のそのスポーツのための用具 ○コンピュータのプログラムまたはデータ ○業務のために使用される物および商品 など</p>	<p>●故意または重大な過失による損害</p> <p>●地震、噴火、津波による損害</p> <p>●戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる損害</p> <p>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>●家財・身の回り品の欠陥、自然の消耗、ねずみ食い、虫食い、掻き傷、塗装のはがれなど</p> <p>●偶然な外来の事故を直接の原因としない電氣的事故または機械的事故(ただし、これらによって発生した火災または破裂・爆発による損害は保険金をお支払いたします。)</p> <p>●置忘れまたは紛失</p> <p>●詐欺または横領 など</p>		
死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内左記保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払します。	●故意または重大な過失によるケガ		
後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内左記保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間に身体の一部を失われたり、その機能が重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じた保険金額が限度となります。死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払します。	●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ		
入院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の入院に対し、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払します。	●無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ		
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて1,000日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた金額をお支払します。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ		
通院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院(往診も含みます。)。に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いたします。ただし、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の通院が対象となります。	●戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ		
	<p>[ご注意] 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>○回復過程を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院</p> <p>○ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院</p>	●危険なスポーツ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ		
	<p>*1 これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払します。</p> <p>*2 死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかったときは被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払します。</p> <p>*3 ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払します。(例)骨粗しょう症の影響によりケガの程度が重大となったとき など</p>	●ご契約期間の初日からその日を含めて10日以内に発症された左記の[対象となる感染症](新規契約の場合のみ) など		
	<p><「特定感染症危険補償特約」について> 次の感染症を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いたします。ただし、入院保険金は発症された日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日を限度として、お支払いたします。また、その感染症を原因として、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用(保険金として)をお支払いたします。</p> <p>[対象となる感染症] …「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」</p> <p>(例) 結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、SARS、急性灰白髄炎(ポリオ)、細菌性赤痢など(2011年9月現在)</p>	●ご契約期間の初日からその日を含めて10日以内に発症された左記の[対象となる感染症](新規契約の場合のみ) など		

[区分] ○基本補償(取り外せません) ○基本補償(ご希望により家財ユニットまたは賠償ユニットのいずれか片方のみ取り外し可能です) ■オプション(ただし賠償ユニットをお選びいただく必要があります)

【すべてのご契約にセットされる特約】天災危険補償特約(ケガのみ)、特定感染症危険補償特約、入院保険金・手術保険金支払日数延長および通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)、無事故戻しに関する特約、保険契約の自動継続に関する特約

【ご契約内容によりセットされる特約】臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金の支払対象事故に関する特約、家財補償対象外特約、賠償事故の解決に関する特約、賠償責任補償対象外特約、費用補償対象外特約、被害事故請求費用補償対象外特約、救済者費用条項の支払責任に関する特約、借家人賠償責任補償特約、修理費用補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約、記名被保険者のみ補償特約、夫婦特約、配偶者補償対象外特約、保険料分割払特約(一般)、初回保険料の口座振替に関する特約

*ご希望のご契約内容にセットされる特約につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただければと保険金を削減してお支払する場合がありますのでご注意ください。
- 取扱代理店 ・最寄りの日本興亜損保[日本興亜損保の受付時間:平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)]
- ※ご連絡先は、ご契約後にお届けする保険証券・保険契約継続証に記載しています。
- この保険の対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- 必ず事前にご相談ください。賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保とご相談されずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金請求手続きについて 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。

保険契約の自動継続に関する特約について

- 日本興亜損保と保険契約者との間で、あらかじめ保険契約の継続について合意がある場合に、保険契約の終了時と同一の内容で毎年自動継続するものです。なお、継続された場合には、毎年保険契約継続証を交付します。
- 1. 被保険者ご本人の年齢が、ご契約期間末日において満80歳となるまで自動継続となります。
- 2. お客様より継続の中止を希望される場合には、満期日の属する月の前月10日までに取扱代理店または日本興亜損保にお申し出ください。
- 3. 次のような場合には、日本興亜損保よりご連絡のうえ継続を中止させていただくことがあります。
 - ①死亡保険金をお支払いした場合
 - ②保険金請求事故が多発した場合 など
- 「保険契約の自動継続に関する特約」をセットしてご契約いただく場合、ご契約期間の初日以降に料率改定などを行ったときは、自動継続時に保険料を変更いたします。なお、これらの改定を実施する場合には、事前に書面にてご案内いたします。

代理店の役割について

取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

ご契約にあたっての注意事項

- ご契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、このホームページに記載された内容を必ずその方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 保険料をお払込みの際は、初回保険料を口座振替される場合を除いて、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますので、お確かめください。
- 2回目以降の保険料は銀行口座などからの引落しとなります。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券・保険契約継続証が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にお問い合わせください。

くらしの安心保険「MUSTセレクト」の概要

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合	区分	
賠償責任保険金	<p>日常生活上の偶然な事故や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払します。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いたします。ただし、レンタル用品などの各種借用財物の損壊については、ご契約期間を通じて借用財物保険金額が限度となり、この場合1事故につき3,000円を自己負担していただきます。</p> <p>(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。)</p> <p>[ご注意] 次の借用財物の損壊は補償の対象となりません。</p> <p>○通貨、預貯金証書、その他の有価証券 ○自動車、ゴルフカート、原動機付自転車、船舶、航空機 ○危険なスポーツ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のそのスポーツのための用具 ○動物、植物 など</p>	<p>●故意による事故</p> <p>●地震、噴火、洪水、津波などによる事故</p> <p>●戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故</p> <p>●職務遂行に直接起因する事故</p> <p>●自動車*、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故</p> <p>*原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートにより他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりした場合は賠償責任保険金をお支払します(借用したゴルフカート自体の損害に対しては保険金をお支払いできません。)</p> <p>●同居のご親族に対する損害賠償責任</p> <p>●借用財物の自然の消耗、性質によるかび・変色、ねずみ食い、虫食い</p> <p>●借用財物の置忘れ、紛失 など</p>		
借家人賠償責任保険金	<p>火災または破裂・爆発、給排水設備事故による漏水・溢水(いっすい)を原因として日本国内の契約申込書記載の被保険者が借用する建物・戸室がこわれたことにより、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき借家人賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払します。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などをお支払します。(いずれも事前に日本興亜損保の書面による承認を必要とし、また、賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認が必要となります。)</p> <p>(注) この補償の対象となる事故の場合にも日本興亜損保が示談交渉をお引き受けします。</p>	<p><借家人賠償責任保険金・修理費用保険金共通></p> <p>●故意による事故</p> <p>●地震、噴火、津波、戦争・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故 など</p> <p><借家人賠償責任保険金固有></p> <p>●建築業者などが行う改築・増築に起因する事故</p> <p>●貸主(転貸人を含みます。)</p> <p>○この特別な約定により加重された損害賠償責任 など</p>		
修理費用保険金	<p>火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、給排水設備事故による漏水・溢水、建物外部からの物体の衝突などを原因として日本国内の契約申込書記載の借家人賠償責任保険金にかかる被保険者が借用する建物・戸室に損害が生じた場合に、貸主との契約に基づき修理のために支出された費用を1事故につき修理費用保険金額を限度としてお支払いたします(1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)。ただし、上記「借家人賠償責任保険金」をお支払する場合には修理費用保険金をお支払いできません。また、建物の主要構造部(壁、柱、床、屋根など)および共同住宅の共同利用施設の修理費用は対象となりません。</p>	<p><キャンセル費用保険金共通></p> <p>●契約者・被保険者または借用財物の貸主が所有もしくは運転する車またはその積載物の衝突・接触による事故</p> <p>●重大な過失による事故 など</p>		
キャンセル費用保険金	<p>被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内のご親族が亡くなられたり、ケガ・病気により入院されたことにより、被保険者が次のサービス(亡くなられた日または入院の日からその日を含めて31日以内に提供されるサービス)の提供を受けられなくなった場合に、被保険者または法定相続人が負担されたキャンセル費用(取消料、戻戻しを受けられない費用または支出された費用)をお支払いたします(1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち高い額を自己負担していただきます。)。また、被保険者に同行される被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなった場合には、配偶者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用もお支払いたします。ただし、ご契約期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度となります。</p> <p>[対象となるサービス] ○旅行契約に基づくサービス ○旅館・ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ○航空機・船舶・鉄道・自動車などによる旅客の輸送サービス ○宴会・パーティのために使用する施設の提供およびそれに付帯するサービス ○運動・教養などの趣味の指導、教授または施設の提供サービス ○演劇・音楽などの公演・展示・興行などのサービス</p>	<p>●キャンセル費用保険金固有></p> <p>●麻薬、覚せい剤などの使用に起因する費用 など</p>		
救済者費用保険金	<p>被保険者が(1)に該当した場合に、被保険者または被保険者のご親族が負担された(2)の費用をお支払いたします。ただし、ご契約期間を通じて救済者費用保険金額が限度となります。</p> <p>(1) 保険金のお支払いの対象となる場合 ○被保険者が搭乗された航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ○急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ○山岳で偶然な事故以外の事由(発病・道迷いなど)により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ○被保険者が自宅外で偶然な事故によりケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(2) 対象となる費用 ○捜索・救助費用 ○交通費(救済者2名分限度) ○宿泊費(救済者2名分かつ1名につき14日分限度) ○移送費用 ○渡航手続費・現地の通信費など(国外20万円、国内3万円限度)</p>	<p><救済者費用保険金固有></p> <p>●危険なスポーツ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間の事故に起因する救済者費用 など</p>		
ホールインワン・アルバトロス費用保険金	<p>日本国内のゴルフ場で、ゴルフ競技*1中に被保険者が(1)のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度として、慣習として負担された(2)の費用の合計額をお支払いたします。</p> <p>(1) 対象となるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>① 同伴競技者および同伴競技者以外の第三者*2の両方が目撃*3したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技*4の場合は、他の競技者の同伴を要しません。)</p> <p>② 映像によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>(2) 対象となる費用</p> <p>① 贈呈用記念品購入費用 ② 祝賀会費用 ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④ 帯同キャディに対する祝儀 ⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技の発展に資する費用(ご契約金額の10%が限度となります。)</p> <p>[ご注意] *1「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴し「公式競技*4の場合は、他の競技者の同伴を要しません。」、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>*2、*3、*4は「補償内容」のページのオプションのホールインワン・アルバトロス費用保険金[ご注意ください!]の*1、*2、*3をご覧ください。</p> <p>○ゴルフの競技・指導を行う職業に就かれている方はこのオプションの補償をセットすることができません。</p> <p>○ホールインワン・アルバトロス費用保険金を請求される場合には必ず次の①から④までの書類が必要となります。</p> <p>① 次の方すべてが署名または記名捺印した日本興亜損保所定のホールインワンまたはアルバトロス達成の証明書</p>	<p>●ゴルフ場の経営者または従業員が、自らが経営または勤務するゴルフ場において達成したホールインワンまたはアルバトロスによる費用</p> <p>●海外で達成したホールインワンまたはアルバトロスによる費用</p> <p>●9ホール未満のゴルフ場でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>●基準打数(パー) 35以上の9ホールを正規にラウンドしない場合</p> <p>●ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明する左記の書類のご提出が贈呈用記念品購入費用</p> <p>●次の贈呈用記念品購入費用</p> <p>(1) 貨幣・紙幣</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>(3) 商品券などの物品切手</p> <p>(4) プリペイドカード(ただし、ホールインワンまたはアルバトロスを記念して特に作成されたプリペイドカードの費用はお支払いたします。)</p> <p>など</p>		

◆「MUSTセレクト」はくらしの安心保険のベストネームです。

◆このホームページはくらしの安心保険「MUSTセレクト」の概要をご説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

◆ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」を確認させていただき、ご協力をお願いします。

◆ご契約手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

公式競技以外の場合	公式競技の場合
a. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者	d. 左記a. または b. のいずれかの方
b. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者	e. そのゴルフ場の支配人または責任者
c. そのゴルフ場の支配人または責任者	※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記 d. の方の署名または記名捺印は不要です。
※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記 b. の方の署名または記名捺印は不要です。	
②アテスタ済のスコアカード(写)	③費用の支出を証明する領収書(正)
④その他必要に応じてご提出をお願いする書類	